

# 快適で安全・安心な住環境を求める方を支援 住宅リフォーム費用助成事業

町民の皆さんやこれから安平町に移住される方が、町内の建設業者に依頼して自ら所有している住宅のリフォームを行う場合、工事費の一部を助成します。

## 受付期間

4月1日(金)～12月15日(木)

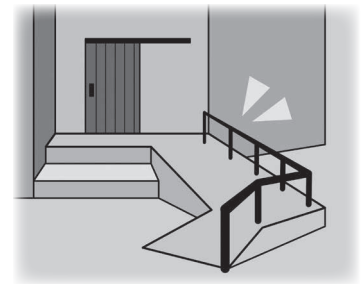
※先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、受付期間中に終了する場合があります。

## 対象者

- ・町内に住所を有する方、または安平町に移住される方
- ・5年以上居住することを確約できる方
- ・住宅の所有者でかつ、その住宅に現に居住している方（移住される方は対象外）
- ・住宅の所有者および同一世帯全員が町税等を滞納していない方
- ・暴力団等に属していない方

## 対象工事

- ・バリアフリー改修工事（通路幅拡幅、浴室・トイレ改良、段差解消など）
- ・耐震補強工事（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）
- ・町が定める基準以上の断熱、省エネ改修工事



## 対象住宅

- ・町内にある専用、併用住宅（併用住宅の場合は居住部分のみ対象）
- ・築後10年を経過している住宅
- ・建築基準法等を遵守している住宅
- ・町内の業者がリフォームする住宅

## 助成額

- ・対象工事の税込額が10万円以上のリフォーム工事の1/2（上限150万円）
- ・申請者の同一世帯における満18歳未満の子の人数によって助成額を加算（上限あり）

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震一般診断で総合評価1.0以上であること、または耐震補強工事により総合評価1.0以上とすること。

※助成金交付決定前に着手していない工事で、申請する年度の1月末日までに完了する工事であること。

※助成金の交付は、同一住宅および同一人につき1回限り。

## 【対象とならない工事】

単なる屋根、壁の塗装や張り替えや住宅の解体、給湯ボイラー等の機械設備、設計費など。

## 申込み・問合せ

建設課施設グループ ☎@2516